

記入見本

新型コロナワイルスワクチンに係る集団接種への医師・看護師等派遣事業に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と **医療機関等名称を記入**（以下「乙」という。）とは、
新型コロナワイルスワクチンに係る集団接種への医師・看護師等派遣事業（以下「事業」という。）
について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲及び乙が対等な立場で、共通の認識を持ち、事業を行うため、必要な事項
を定めるものとする。

（事業）

第2条 事業は、甲が実施する公共施設での集団接種に関し、時間外及び休日に、乙の医師、看護師
等を派遣することにより行うものとする。

（費用の負担）

第3条 甲は、事業に要した費用を負担金として乙に支払うものとする。

（負担金の額等）

第4条 甲が支払う負担金の額は、医師を派遣する場合にあっては1時間につき7,550円、看護師等を
派遣する場合にあっては1時間につき2,760円とする。

- 2 乙は、事業が完了したとき、別紙請求書及び請求内訳書により、前項の負担金の額を甲に対し請
求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（時間外及び休日）

第5条 事業における時間外及び休日とは、次に掲げるとおりとする。

（1）時間外

- ア 月曜日から金曜日 概ね午前8時前と午後6時以降
- イ 土曜日 午前8時前と正午以降
- ウ 月曜日から土曜日までにおいて、休診日を設定している医療機関における当該休診日
- エ 標準によることが困難な医療機関（午前中及び午後6時以降を診察時間とする医療機関等）
については、当該医療機関が定めている診療時間以外の時間

（2）休日

日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日

（事業実施期間）

第6条 事業の実施期間は、令和4年9月1日から令和5年3月31日までとし、本協定書における締結日
にかかわらず遡って適用するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等について）

第7条 第4条第3号の規定により甲から乙に支払った負担金について、乙は次の各号に定めるとおり、
消費税及び地方消費税の申告により、負担金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定
したとき（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、甲に仕入税額控除報告書を提出し、及び負担金
に係る仕入控除税額を返納するものとする。

記入見本

(1) 提出期限 令和6年4月15日までに提出する。

(2) 返納期限 令和6年5月31日までに返納する。

(疑義)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 岐阜市

代表者 岐阜市長 柴橋 正直

(乙)

医療機関等名称を記入

開設者氏名を記入

押印